

随意契約理由書

1 修繕名称

八幡屋公園事務所倉庫棟 シャッター修繕

2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

3 随意契約理由

本件は、シャッターの開閉時に引っ掛かったり、非常に重くなったりと不具合が生じたため修繕するものである。

倉庫建設後25年を経過していることに加え、ほぼ毎日シャッターを開閉していることから、著しく劣化しており、早急に修繕しないと開閉不能状態になる可能性が非常に高い。

当該倉庫については、公園管理用資機材の保管及び作業車両の車庫として日々の作業で使用していることから、使用不可能になった場合、日常作業に非常に支障となることから今般修繕を依頼するものである。

なお、本設備は、先に記載の業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、記載の業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンターレクチャールーム放送設備修繕

2 契約相手方 株式会社 きんでん

3 随意契約理由

今回修繕するレクチャールーム放送設備は、舞洲スラッジセンターのレクチャールーム内の放送用として重要な役割を持つ設備である。

レクチャールーム放送設備の運用における高い信頼性を維持させるため、長年の運用により不具合が生じている構成部品及び機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、株式会社きんでんが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、放送設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、株式会社 きんでんのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

随意契約理由書

1 修繕名称

金塚ふれあい西公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 コトブキ

3 随意契約理由

本件は、金塚ふれあい西公園に設置している複合遊具の踊り場等の木製部が劣化損傷している。

今後も継続的に安全な遊具として提供することから修繕を行うものである。当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

新高中央公園ほか9公園スイング遊具等修繕

2 契約相手方

日都産業株式会社

3 随意契約理由

本件は、新高中央公園、十八条中央公園に設置されているスイング遊具、三津屋公園、十八条東公園、日之出公園、南姫島公園に設置されている児童用ブランコ、田川中公園、姫島公園、北江口公園に設置されている幼児用ブランコ、三津屋中央公園に設置されている平均台の修繕を行うものである。

現在、新高中央公園、十八条中央公園のスイング遊具において、経年劣化により本体に亀裂が入っている。三津屋公園、十八条東公園、日之出公園、南姫島公園に設置されている児童用ブランコにおいては、経年劣化によりチェーンが損耗しており、十八条東公園、南姫島公園においては座板も破損している。田川中公園、姫島公園、北江口公園に設置されている幼児用ブランコにおいては、経年劣化によりチェーンが摩耗している。三津屋中央公園の平均台においては、経年劣化により本体の表面が損傷している。

来園者に継続的に安全な遊具として提供することから、修繕を行うものである。当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

南港公園ほか6公園遊具修繕

2 契約相手方

株式会社 ニシオカ

3 随意契約理由

本件は、南港公園、浜口西公園に設置している複合遊具の踊り場の落下防止板が亀裂損傷している。

又、御崎北公園、新北島西公園、苅田北公園、桑津東公園、長吉瓜破3号公園に設置している児童用ブランコの鎖及び座板が損耗している。

今後も継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 長居公園事務所

随意契約理由書

1 修繕名称

加島駅前公園ほか6公園複合遊具等修繕

2 契約相手方

株式会社コトブキ

3 随意契約理由

本件は、加島駅前公園、御幣六公園、淡路3公園、大道公園に設置されている複合遊具、中島公園、大桐公園、南江口公園に設置されている幼児用ブランコの修繕を行うものである。

現在、加島駅前公園の複合遊具スライダー滑降部の一部に、経年劣化により一部亀裂が入っている。御幣六公園においては、複合遊具スライダー裏のフラットバーが経年劣化により破損している。淡路3公園ではサイドパネルの一部が破損しており、大道公園の複合遊具においては、再生木材使用部材が経年劣化により腐朽している。中島公園、大桐公園の幼児用ブランコにおいては、バケットシート裏が経年劣化により亀裂が入っている。南江口公園の幼児用ブランコにおいては、バケットシート裏に亀裂が入っており、チェーンも摩耗している。

来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから、修繕を行うものである。当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造していない。また、遊具全体の安全性の確認も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随意契約理由書

1. 修繕名称

十三公園事務所車両用門扉等修繕（緊急）

2. 契約の相手方

古瀬建設工業株式会社

3. 随意契約理由

十三公園事務所の車両用門扉の施錠が出来なくなったことが判明したため、修繕するものである。

門柱の傾きにより、併設している職員出入口扉が門柱に当たって開閉しにくい状況でもあり、一人では開閉が難しく、複数職員でようやく扉が開閉できる状態である。

このままでは、施錠が出来ないため適切な庁舎管理が出来ず、不法侵入による資材等の盗難・悪戯で業務に支障が生じる恐れがあり、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加資格者名簿において建物修繕での登録があることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 十三公園事務所

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称

船着場案内サイン表示装置修繕

2 契約の相手方

株式会社ミライト・テクノロジーズ

3 随意契約理由

今般、道頓堀川遊歩道（とんぼりリバーウォーク）内の太左衛門橋船着場及び日本橋船着場に設置している案内サイン表示装置を調査したところ、表示部等に故障が発生していることが判明した。

本設備は、洪水警報等の発令時に遊歩道の通行者に注意を喚起する為の装置であるが経年劣化により、パネルのサイン表示欠落や、制御不良等の不具合が生じている為、修繕するものである。

本設備は、株式会社ミライト・テクノロジーズが設計製作したもので、修繕にあたっては製作時と同一の手法を用いて施工し、機能回復及び設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社には施工させられず、かつ修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度複合型ガス濃度測定器（道路・河川管理用）修繕

2 契約の相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される共同溝・道路排水ポンプ場内排水ピット等の道路及び河川施設内での作業において、酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定する機器である。

本件は当機器の繰返し使用によって各センサー・フィルター等の部品が消耗することによる誤作動等を回避するために、機能点検、部品の取替を行うものである。

新コスモス電機株式会社は当機器を製作し、製作会社独自の技術を用いた機能点検、部品取替及び部品の調達が可能で唯一の業者である。

以上のことから、新コスモス電機株式会社を契約相手方として随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課

随意契約理由書

1 修繕名称

舞洲スラッジセンター地下1階室内排水ポンプNo.3修繕

2 契約相手方

(株)鶴見製作所

3 随意契約理由：

今回修繕を行う室内排水ポンプは、地下1階ポンプ室の各機器の洗浄水やドレン等を排水するために設置しているものであるが、長年の使用により回転部分等が摩耗・損傷している。また、室内排水ポンプが使用出来なければ、ポンプ室内の排水に支障をきたすため修繕するものである。

本ポンプは、(株)鶴見製作所が設計及び製作したもので、修繕に当たっては当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)鶴見製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター